

2 愛媛県住生活基本計画の位置づけ・計画期間

愛媛県住生活基本計画は、住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画として、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に即して定める計画です。

本計画は、県が県民や事業者、各市町の意向を踏まえながら、今後の県全体の住宅政策の実現に向けた施策の方向性を示すものです。

計画期間は、令和3年度から令和12年度の10年間とします。

愛媛県住生活基本計画

①県の住宅分野を担う総合的な計画

県の長期計画に基づく住宅分野の総合的な計画であり、福祉や都市計画、産業、環境など各部局との連携のもと、県民の多様な住まい方を支援し、効果的な施策を実現する指針となる計画である。

②市町の区域を越えた広域調整機能を果たす計画

市町の区域を越えた広域的な住宅需要に対応した目標を示すとともに、今後の人口や世帯の減少及び超高齢社会に備えた県としての住宅政策の基本方向や地域特性に応じた居住環境のあり方を市町に示す計画である。

③市町の補完機能を果たす計画

人口規模が小さいなど、住宅分野に関する独自の総合的な長期ビジョンを定めていない市町について、その住宅政策を補完するための計画である。

住生活基本計画の位置づけ

